国内募集型企画旅行ご旅行条件書

13. の各様の公主 お客様は、本協会の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、本協会に提出していただきます。 この際、交替に要する予数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。) また契約上の 地位の譲渡は、本協会が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。

11. 12人の44・13人の表生の変更を含みます。 12人の表生の変更による場合にはホームページ・パンフレット等記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。 (2)本協会の責任となないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消したなる場合も所定の取消料をお支払いただきます。 (3)旅行代金が期日までに支むわれないときは、本協会とは診験用口の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。 (4)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更(航空運賃変動型ブランにおいては、利用する航空便名の変更および座席クラスの変更を含みます) こついては、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。 12. 核子に関格を動か、アンリては、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。

のは全球のグライができ。 ①お客機はホームページ・パンフレット等に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、

こ、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が

C. 大火地変、軟品、暴動、建築、自占機関等の所行り二と大定状の中止、旨公者の申っての他の争由が主じて場合において、所行の女主かり戸清な美地が不可能となり、大きな子が的客様に対し、第5項の2に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しなかったとき。
e. 本協会の責に帰すべき事由により、ホームページ・バンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行実施が可能となったとき。
③本協会は本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいはかり金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
①また今の解除性

①お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、本協会は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消

e. お各様か契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 f. お客様の人数がホームページ・パンフット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前(日帰の旅行は3 日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、本協会があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
 h. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の本協会の関与し得ない事由が生した場合において、ホームページ・パンフレット等に記載した旅行の程とはつた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となおそれが極めて大きいとき。
 ③本協会は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻しいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。
 6. 旅行報 財合後の契約 解除金

(1) AS機の再除権 ①お客様のご都合により途中で種団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。 ②お客様の責に帰さない事由によりホームページ・パンフレット等に配載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。 ③本項110/20場合において、本協会は、旅行代金のラち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が本協会の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、本協会が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない場合においては、当該金額から、本協会が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない場合においては、当該金額から、本協会が当該旅行サービス提供機関等に対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから払いません。

(本) 「お客様が所え、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。 a. お客様が第 4 項の(3からに)までのいずれかに該当することが判明したとき。 c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による本協会の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又

は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。 d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の本協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の

本項(2)の①に記載した事中で本協会が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違

本項(2003)に配載した事田で本協会が旅行実約を解除したさは、実約を解除したのにその提供を受けつれなかった旅行サービスの提供者に対して、取用料・運 約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、本協会は旅行代金のうち、お客様がしま だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から本協会が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・運約料その他の名目 による費用を差し引いて払い戻しいたします。 ③本項(2)の①のa、 dにより本協会が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。 ④本協会が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、本協会とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既 に提供を受けた旅行サービスに関する本協会の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

17. 旅行代金の払い戻しの時期
(1)本協会は、第 12 項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合)又は「第 14 項から第 16 項までの規定によりお客様もしくは本協会が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生したときは、旅行開始前の解除による払い戻したあっては新除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は、旅行開始後の解除による払い戻しにあってはホームページ・パンフルト等に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいでします。(2)本項(1)の規定は、第 19 項(本協会の責任)又は第 21 項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は本協会が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
(3)お客様は出発日より 1 夕月以内に本協会に出戻しをお申し出ください。
(4)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

10. 本来 東

(1. 本乗員の行表示コースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8 時から 20 時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。

(2. 関門応来乗員の行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に運じます。

項上ます。
3度12年の長まプースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。
(利個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なターボン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都らで急遽定旅行を取り止めにする場合、本協会に連絡を制御いいたします。
本協会が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。
取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになりますのでご注意ください。
(別規心策集員が同行しないと関及び財政係員が業務を行わないと関間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

19. 本協会の責任

(1)本協会は募集型企画旅行契約の履行にあたって、本協会又は本協会が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して 2 年以内に本協会に対して通知があった場合に限ります。
(2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、本協会は原則として本項(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②連送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害 ③連送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中止 ②官公署の命令、又はそれによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止 ⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難 ⑥運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短途

機 (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して 14 日以内に本協会に対し (3)手何物に いてといた今県100損害に Jさまい (は、今県100各様がつい損害地対期間放走に)がかりう損害発生の空口が起臭い (14 日以外に本協会に対して申し出があった場合に限り、賠償いたします。 ただ。 は書籍の如何にかかわらず本協会が行う賠償額はお 1 人あたり最高 15 万円まで (本協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます。) といたします。 (4)手配代行者とは、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関 (航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等) の手配を本協会に代わって手配する者をいます。 なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関 (航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等) の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

1 名のにグログリアは上版が、そのから、子句がの現古に対して味べまるとなっている。 金の籍を減額することがあります。 (2)本項(1)にかかわらず、本協会の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。 (3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登はん。

(5)的各様が男等定は画所打き加叶に飲み(は損毒が、各様の)が思い、海路が埋転、疾病等のはが、募集空に画所打に含まれない場合で、自田打動中の田岳宮はか (ビッケル・アイビン、ザイル・ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ポブスレー、スカイタイン、ルングライラー・搭乗、起軽量動力機(モータールングウライダ ー、マイクロライト機・力ルトラテイト機等) 搭乗、ジャイロブルーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、本協会は本項(1)の補償金及び 見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているとは、この限りではありません。 (4)本協会は、現金、有価証券、ハンジットカード、ケーボン券、航空券、バスボート、免許証、首証、預金証書・貯金証書(通帳及び現金支払機用カードを含みます。)、各 種データその他これらに準するもの、コンタクトレンズ等の本協会約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。 (5)本協会が本項[に長ずく補償金支払い義務と前原におり損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償 金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

なお本協会は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第 23 項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。 b. 第 12 項1に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

①お客様が第 6 項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、本協会は旅行契約を解除することがあります。このときに 料と同額の違約料をお支払いいただきます。 ②次の項目に該当する場合は、本協会は旅行契約を解除することがあります。 a. お客様が本協会のあらかじめ明示した性別・年令・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。 b. お客様が第4 項の(3)かららまでのいずれかに該当することが判明したとき。 c. お客様が第5歳、必要な介助者の不在その他の事由により、当該が行に耐えられないと認められたとき。 d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。 e. お客様が製め内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

①本協会は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

13. お客様の交替

旅行開始前の契約解除

16. 旅行開始後の契約解除 (ユ)お客様の解除権

継続が不可能となったとき。 ②解除の効果及び払い戻し

19. 本協会の責任

20 特別補償

17. 旅行代金の払い戻しの時期

本協会の営業時間内にお受けします。 ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。

14. 取消料

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

(1)この旅行は、一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会(以下「本協会」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は本協会と 第集型企画旅行契約(以下)旅行契約(以下)旅行契約(といはする)を締結することになる。アルニースに受っている。 第集型企画旅行契約(以下)旅行契約(といはする)を締結することになります。なお、旅行契約(は、航空会社)設定する個人包括旅行運賃(お申込みの時期、 ご利用便の空席状況によって運賃が変動します。) 摘要の航空券を使用するコース(以下「航空運賃変動型プラン」といいます。)を含みます。 (2)本協会はお客様が本協会の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期
(1)本協会及び別表に記載された受託販売契約責任営業所(以下「本協会等」といいます。) にて必要事項をお申し出のうえ、ホームページ・パンフレット等に記載した申込金を添えてお申込みいただきます。本協会業務の都合上、専用の書面・画面に必要事項を記入いただ場合もごさいます。申込金は旅行代金をお支払いいただときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、本協会等が契約の締結を承託し申込金を受領したときに成立するものといたします。
(2)本協会等は電話、郵便及びアックショとの他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受付けることがあります。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、本協会等の予約を承諾する旨の通知が客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。
なお、商品によっては申込め時に旅行代金全額をお支払いなだきます。この期間内に申込金または旅行代金の支払いがなされない場合、本協会等はお申し込みがなかったものとして取り扱います。
②お客様が旅行予約サイトで予約・店舗でお支払いする方法を選択した場合本協会の予約を重ねする旨の通知が各客様に到達した日の翌日から起算して2日以内によりまれた。

内にお申込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この場合、前項の定めにより契約が成立します。 ③お客様が、旅行予約サイトで予約・決済を行う方法を選択した場合、第24項の通信契約による旅行条件を適用し、第24項(3の定めにより契約が成立します。

(3)旅行契約は、電話によるか申込の場合、本項(2)(0)により申込金を本協会等が受領したさに、また、郵便又はファウシジトの他の通信手段でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、本協会等の旅行契約を締結する旨の通知がお客様に到達したときに成立いたします。また、電話、郵便、ファウシジトの他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。

(4)本協会等は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有して

(4)本脳芸等は、団体・グループを伸成する所は「音のリンスとしているようだ。 いるものとみないます。 (5)契約責任者は、本協会等が定める日までに構成者の名簿を本協会等に提出しなければなりません。契約責任者は、第 26 頃による第三者提供が行なわれることに ついて、構成者本人の同意を得るものとします。 (6)本協会等は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。 (7)本協会等は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約 本協会は、一部商品に限り、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、本協会が承諾し、お客様が希望する 場合は、以下により、お客様と特約を結んで、本協会がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティン

%の日本、以下により、の各様に特別ではおけた。年間大学では他のできた。 グの取扱いにといいます。。そすることがあります。 (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、本協会等は、お客様が本協会からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。)を確認 のうえ、申込書に申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、本協会は、将来に旅行契約が成立することをお約束するもの

ではありません。 (2)本協会等は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとと

(2)本協芸等は、別に以中込金相当級を1預り至して保管し、お各様と旅行契約の締結が可能となった時点でお各様に旅行契約の締結を承諾した旨を選加するとこれで預り金を申込金に売出ます。 (3)旅行契約は、本協会が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を本協会がお客様に発した時 (ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するものとします。 (4)本協会等は、ウェイティンク期間内で本協会が旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。 (5)本協会等は、ウェイティンク期間内で本協会が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、充り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも本協会は取消料をいただきません。

4. お申し込み条件

(1)18 才未満の方は親権者の同意書が必要です。15 歳未満もしくは中学生以下の方のご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年令、資格、技能その他条件が本協会の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りす る場合があります。

るがプログラステット が名様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。 (4)お客様が本協会等に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があ

ソスタ。 (S)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて本協会等の信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5)お各棟別風就を流れしたり、倫計で殿乃を用いく本脳会寺の信用を棄損したり業務を劝告するなどの行為を行力に場合は、ご参加をお助りる場合かめます。 (6)健康を書している方、車椅子などの器具をご利用になっている方やい今に降害のある方、食物アレルギ・・動物アレルギ・・動物アルギ・・動物アルギ・・動物アルボギ・のある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい(旅行契約成立後にごれらの状態になった場合も直ちにお申し出(ださい。)。あらためて本協会からご案内申し上げますので、旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ださい。 (7)前号のお申し出を受けた場合、本協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面

でそれらを申し出ていただくことがあります。 (8)本協会は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあり (の本)助立は、所)の女主がプロ海を美地のはのに「101号とは同時音の回り」、医師の多面音の現は、コースの「自じっいしからを変することできまれて、また。 本意にない はいます また お客様からわま し出いたい 措置を手配することができない場合は 旅行契約のおり込み お断りし、又は旅行契約の解除をさせていただくことがあります。 なお、お客様からのお申し出に基づき、本協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。 (9本協会は、本項(1)2)(6)7)(8)の場合で、本協会よりお客様のご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として 1 週間以上にご認めましまします。

内にご連絡いたします。 (w)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと本協会が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため

(1)本協会は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び本協会の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はホームページ・バンフルット等、本旅行条件書等により構成されます。 (2)本項1)の契約書面を補完する書面として、本協会はお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しはす。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しするこ

るのかります。

6. 旅行代金のお支払い
(1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の本協会等が指定する期日までにお支払いいただきます。また、本協会とお客様が第24 項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が見掛け、下会社のカード会員である場合で、お客様の承話があるときは、提携会社のカードよりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、活ない場合であっても、お客様が上来されてより、お客様の署名無公で旅行代金(申込金、活ない場合であっても、お客様が日本の大きによります。 14 10 12 14 日本でおっている法的別名をびている 13 12 日本の交替手教料をお支払い 追加代金として表示したものを含みます。)や第 14 項に規定する取消料・違約署、第 10 項に規定されている追加料金及び第 13 項配載の交替手数料をお支払い いただくとがあります。またこの場合のカード利用日は、お客様から申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。 (2)本項(1)の定めたかかわらず、商品によっては契約と同時にご旅行代金全額をお支払いいただきます。なお、一部通信契約においては、本協会の契約承諾をする旨の通 知がお客様に到達した日から 3 日以内にお支払いいただきます。

7. 旅行代金について

いるがような客様のうち、特に注釈のない場合、満 12 歳以上の方はおとな代金、満 6 歳以上(航空機利用コースは満 3 歳以上)12 歳未満の方は、こども代金となります。 (2)旅行代金は、コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

(3)「旅行代金は、第3-1 項の「申込金」、第14 項(1)の「取消料」、第14 項(3)の「違約料」、及び第23 項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。 募集広告又はホームページ・パンフレット等における「旅行代金」の計算方は、「旅行代金(又は基本代金)として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます。)

第7 4 ほくいう這かれてありは、以下の代金をいなす。(めか)小の1旅行代金が中に含め、後来いた場合を除さます。)
(1)ホームページ・バンフルッ等等を本協会が「グレードアップファンと称するホテル又は都屋タイプのグレードアップのための追加代金
(2) 食事なしプラン]等を基本とする「食事フきブラン」等の差額代金
(3)ホームページ・パンフルット等で本協会が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
(4)その他ホームページ・パンフルット等で「××××クラス追加代金」「×××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に要する差額、ストレートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望をお受けする旨ホームページ・パンフレットに記載した場合の追加代金等)

本協会は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他本協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が本協会の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

12. 旅行で、金の領の変更 本協会は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。 (1)利用する運送機関の運賃・料金が着し、経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増築変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。 (2)本協会は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。 (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、本協会はその変更差額だけ旅行代金を減額します。 (4)第 11 項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他

既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。) が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部 屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、本協会はその変更差額だけ旅行代金を変更します。 (5)本協会は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なら目をホームページ・ハンフルット戦闘、広場合、旅行契約の成立後に本協会の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。 21. お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が本協会約款の規定を守らないことにより本協会が損害を受けた場合は、本協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、本協会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解

するよう努めなければなりません。
(3)お客様よ、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地にび速かれてもつ旨を添乗員等、斡旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は本協会に申し出なければなりません。
(4)本協会は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を請することがあります。この場合において、これが本協会の責任は、必要な措置を請することがあります。この場合において、これが本協会の責任は、必要は出る場合と

に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を本協会が指定する期日までに本協会の指定する方法で支 りなければかません。 ポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額

22. オプショナルツアー又は情報提供

23. 旅程保証

(1)本協会は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右 1)本協会は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①・②・③で規定する変更を除きます。)は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗して得た銀の変更補傷金を旅行家子口の翌日かた起覚して30日以内にお客様、ご去払います。ただし、当該変更について本協会に第19項(1)の規定に基フく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。(1)次に掲げる事由による変更の場合は、本協会は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備のつて、(いかゆるオーバーブッキング)が発生しただとはる変更の場合は変更補優金を支払いませる。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわうず運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止力、施行日程に支障をもたらう悪天候、天災地変イ、戦乱り、暴動エ、官公署の命令オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止力、遅延、運送スケシュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供本 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。②第15項及び第16項及定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、本協会は変更補償金を支払いません。③ホームページ・パンフリッ等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においてけ、大体会台が寄進機を含まされ、ません。

③ホームページ・パンフルット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に国政派行サービスの近いなどのいては、本協会は変更補償金を支払いません。
いては、本協会は変更補償金を支払いません。
(2)本項(1)の規定にかかわらず、本協会がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がむひとり様につき1,000円未満であるときは、本協会は変更補償金を支払いません。
(3)本協会はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。
変更補償金・額=1件につき下記の率×旅行代金

	変更補償金の額=1 件につき下記の率×旅行代金	
本協会が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地、又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的の変更	1.0%	2.0%
③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級、又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級、及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%
④ホームページ・バンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類、又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港、又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便、 又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦ホームページ・パンフット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類、又は名称の変更 (本協会が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に 記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0%	2.0%
⑧ホームベージ・パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集ホームページ・バンフレット、又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:ホームページ・バンブンすりの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたと結は、それぞれの変更につき1件として取

り扱います。 注2: ⑨に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注8:②宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは本協会のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、本協会にお問い合わせください。 26. 個人情報の取扱い

27. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

28. その他

201- この による情が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。 (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。本協会では、商品の交換や

201. 特別が開いている場合の責任が生じるか否かを問わず、本協会約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500 万円)・後遺障害補償金(1500 万円を上限)、入院見舞金(2 万円~20万円)及び遺院児界金(1 万円~5 万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷が)取りは 1 対象とり 10 万円を上限 1 享集型企画旅行る後載 1 名あたり 15 万円を上限)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、本協会は、本協会が支払うべき損害補償

返品等のお手伝いはいたしがねます。 (3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックストラベラー制度)に同意をし、本協会が手配した航空 機以外に搭乗される場合は、本協会の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりま すので、ご了承ください。 (4)本協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(S)本協会の募集型全面旅行にご参加いただくとにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに関わるお問合せ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19 項(1)及び第23 項(1)の責任

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税など の諸税が課せられますのでご了承下さい。

3301004(2023.01 改訂)

別表(受託販売契約責任党業所)